

介護者の強い味方

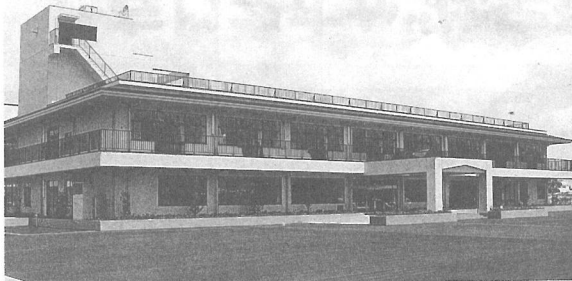
第二松丘園在宅介護支援センターがオープン
東陽病院の南側にある「特別養護老人ホーム第二松丘園」内に、在宅介護支援センターがオープンしました。

このセンターには、社会福祉専門職と看護婦が常駐し、ねたきり、痴呆、精神的な悩みなど、高齢者の介護に関する悩みを持つ人の相談に応じます。

相談は無料で、電話（24時間体制）での問い合わせにも応じます。お気軽にご利用ください。

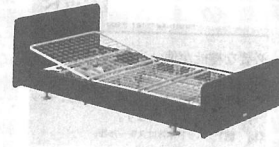
業務内容 介護相談 介護用品の展示・紹介、在宅福祉サービスの手続き（センターに来られないときは、ご自宅にお伺いします。）など

電話番号 84-3969（第二松丘園）



特殊ベッドなどの介護用品を利用したい
日常生活用具の購入補助・貸し出し

介護が必要な高齢者のふだんの生活を支援するために、介護用品の購入の際の補助や貸し出しをし

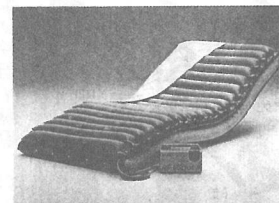


ねたきりやベッド上の生活が多い方に特殊ベッド



歩くことが難しい人に車いす

ています。また、給食サービス、紙おむつの支給や布団乾燥・丸洗いのサービスも行っています。
購入補助対象 特殊ベッド、マットレス、エアーマット、車いす、電磁調理器、腰掛便座、火災報知器、自動消火器など（生計中心者の所得により、補助金額が決まり



床づれを防ぐためにエアーマット

は2年間）
貸し出し 特殊ベッド、マットレス、エアーマットなど（貸出期間は2年間）
申し込み 役場福祉課
はり・きゅう・マッサージの利用助成

65歳以上の方で、福祉課に登録している施設で、はり、きゅう、マッサージ等の施術をしたとき、費用の一部を助成するものです。
利用券を発行し、その利用券を施設に渡すことで一〇〇〇円減額されます。利用券は、月1枚の割合で交付されます。

申し込み 役場福祉課
福祉タクシーの利用助成

1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方の生活範囲を広げるための助成制度です。タクシーを利用したときの領収書をお持ちください。1回当たりの助成限度額は一〇〇〇円で、月4回まで。
申し込み 役場福祉課

介護している家族に手当てを支給
ねたきり老人福祉手当

65歳以上で、ねたきり状態が6か月以上続いている人の介護者に、福祉手当が支給されます。

平成8年度の支給額は、1か月当たり一四二七〇円。
申し込み 役場福祉課

こんなサービスもあります

給食サービス ひとり暮らしの高齢者に月1回、ボランティアが弁当をお届けしています。（無料）
紙おむつの支給 在宅でねたきりの方を対象に、年6回（1日1枚程度）、紙おむつを自宅にお届けしています。（無料）
布団乾燥・丸洗いサービス 在宅でねたきりの方が対象で、布団を干すことができない場合、布団乾燥（月1回）と丸洗い（年1回）サービスを行っています。（無料）
申し込み 町社会福祉協議会
(☎ 82-6545)